

公益社団法人 日本食品科学工学会 授賞選考委員会規程

公益社団法人日本食品科学工学会細則第 12 条及び第14条の規定に基づき、授賞選考委員会規程を次のとおり定める。

(委員会の構成)

第1条 本委員会は、理事会の議を経て、会長から委嘱された7名の委員をもって構成する。

第2条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 委員の互選により委員長を選任する。

(委員長の任務)

第4条 委員長は、会議を主宰する。

第5条 本委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 日本食品科学工学会賞、同奨励賞及び同技術賞の選考に関する事項
- (2) 他団体から依頼を受けた各団体の賞及び助成金等の被推薦者の選考に関する事項
- (3) その他、理事会から付託された事項

(委員会の開催)

第6条 委員会は原則として年1回開催する。

その他、必要があるときは、委員長が招集することができる。

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、多数決によって議決する。

(附 則)

第8条 この規程に定められていない本委員会の運営に係わる事項は、その都度、委員会で決定する。

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

第10条 この規程は、平成25年3月1日から施行する。